

行政視察報告書

1. 委員会または会派等 公明党議員団
2. 視察期間 令和8年7月6日から 令和8年7月7日までの 2日間
3. 視察先 ① 千葉県 習志野市 ② 茨城県 土浦市
4. 視察項目 ① 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度 ② 廃校活用など柔軟な資産活用
5. 参加者 〔委員（議員）〕 大野 哲也、塩塚 敏郎、平山 伸二、三宅 智加子、山田 修司
〔随行〕なし
6. 考察 別紙のとおり
以上のとおり、報告いたします。 令和8年7月30日 報 告 者 大野 哲也 大牟田市議会議長 殿

6. 考察

I. 千葉県 習志野市

【視察事項】習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度

■千葉県習志野市（【人口】175,475人 【面積】20.97km²）

議員数 28人 R8.6.30現在

■視察目的

単身世帯の高齢者が多い本市にとって、地域で暮らし続ける上で欠くことのできない助け合いの仕組みや家族の在り方は制度として確立する必要があると考える。

また、性別や婚姻関係を問わず、パートナーと共に助け合い、共同生活を送ろうとする人々も増えている。

習志野市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度は、そのような市民が地域において多様性と暮らしやすさの保障を得られる制度であり、本市の今後の制度設計の参考になると考え、視察先として選定したもの。

■概要

習志野市は、昨今、家族の在り方が変化して、単身世帯の高齢者や一人親で子育てをしている方が増加していることから、地域における多様性と暮らしやすさの保障につなげる制度として本制度を構築している。同市の特徴は、性別や婚姻関係を問わず、互いに助け合い、共同生活を送ろうとする誰もが宣言できるものとなっている。同市の制度は、千葉県内で2市目に制定した制度であり、パートナー関係にある二人の子供も含めた家族として手続きが可能となっている。

【委員からの主な質問と回答】

Q：多様性社会の推進についての経過は。

A：男女共同参画について、平成3年に女性政策課、平成13年に男女共同参画課、そして、平成15年により実践的な組織とするために男女共同参画センターを設置した。

平成16年に策定した習志野市男女共同参画推進条例において、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定し、平成20年度から施策を進めている。

Q：パートナーシップ制度導入までの経過は。

A：平成29年度から令和元年度にかけて、職員等に向けて多様性に関する調査を実施したほか、平成30年度には公的書類等における性別欄の廃止に向けた調査を行い、以後、毎年調査を行う中で不要な性別欄の廃止に取り組んだ。

また、平成31年1月には、性の多様性に関する理解促進を着実に進めていくた

め、「性的指向及び性自認・性別違和に関する対応指針」を作成した。

第3次男女共同参画基本計画からは、より一層の多様性の観点から、パートナーシップ制度の導入に向けて、男女共同参画審議会や当事者団体の意見を伺い、令和4年2月から3月にかけて、制度の考え方に対するパブリックコメントを実施し、その後、3月、5月と審議会でパブリックコメントでの意見の報告や制度要項の案の説明を行い、令和4年6月から制度を開始した。

Q：制度の対象をどこに設定するかという点について検討したことは。

A：性的少数者に限定するのか、子供や親を含めたファミリーシップ制度とするのかについて本市でも検討を行った。

その結果、家族の在り方が多様化している状況を踏まえて、同性、異性を問わず、互いに助け合い、共同生活を送ろうとする誰もが宣言できる制度として、子供を含めたファミリーシップ宣言ができる制度として構築した。

習志野市の特徴は、同居し、共同生活において互いを人生のパートナー、家族として対等な立場で相互に責任を持って協力するとした二人をパートナーシップ、そしてその未成年の子供についてファミリーシップとして宣言ができるとしている。

■所感

・習志野市では、パートナーシップ制度導入に当たり、「性的指向及び性自認・性別違和に関する対応指針」を策定し、市職員、関係者及び教職員が多様な性的指向及び性自認・性別違和の方々の困難を理解し、適切な対応のための一助とされている。制度の必要性を認識する意味でも大切な取組だと思う。本市には、独自のパートナーシップ・ファミリーシップ制度はないが、福岡県にパートナーシップ宣誓制度があり、公営住宅への入居や大牟田市立病院における病状説明・治療方針の同意等に利用できるようになっている。1人1人の多様性を認めることは人権を大切にすることに通じるため、制度の市民周知が重要だと考える。

・習志野市は、誰もが大切なパートナーや家族と共に暮らすことのできるまちの実現に資することを目的として、パートナー宣言証書を交付している。市は制度導入により、多様な生き方が尊重されるまちづくりを具現化したものとしている。法的効力は残念なことない。法的効力があれば、制度の手続きをして宣言する人たちも増える可能性はあるかもしれないと感じた。

・誰もが個人として尊重され、その人らしく活躍できる社会を掲げており、同性カップルだけではなく、再婚家庭や事実婚家庭など多様な家族像を前提としている点が特徴的だった。また、宣誓は市職員立会いの下で書類を記入し、市から宣誓証などを交付される。比較的シンプルな流れになっていました。

・この制度は、パートナーシップ関係にある2者の18歳未満の子も対象としているところに大きな特徴があると感じた。法律に基づく権利・義務は発生しないが、制度の導入により、多様な生き方が尊重されるまちづくりを実現したいという市の担当者の思いが伝わる説明だった。さらに、パートナーシップ・ファミリーシップに

係る都市間連携に関する協定を締結している自治体またはパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークを構成する自治体から習志野市に転入される場合、転入・転出に係る手続を一部簡素化するなど、他の自治体との都市間連携を進めていることも参考となった。

・法的な効力はないものの、多様な暮らし方の中でパートナー・ファミリーとして宣言できることは前向きな取組と感じた。デリケートな問題であると考えているが、大切なのは当事者が自分らしく幸せを感じながら暮らしていけることである。本市でもできることがあると感じた。

Ⅱ. 茨城県 土浦市

【視察事項】廃校活用など柔軟な資産活用

■茨城県土浦市（【人口】69,193人 【面積】122.89km²）

議員数 24人 R8.6.30現在

■視察目的

本市では学校再編が進んでおり、それに伴って学校の跡地の活用が課題となっている。活用の基本的な考え方は、市の公的なものに使うもの以外の跡地は売却という方針が示されている。さらに廃校が増えるということもあり、土浦市の「廃校活用で柔軟な資産活用」を学ぶため、視察先として選定したもの。

■概要

公共施設等再編再配置計画では、令和37年度における施設総量を現在より30%縮減することを目標に掲げ、廃校を含めた市内188の公共施設の廃止方針を定めている。現在活用されている廃校のうち、旧穴塚小学校跡は1階及び2階の一部を公文書書庫とし、2階の一部を不登校児童生徒の支援を行う教育相談室として併用している。

旧山ノ荘小学校跡地は、建設機器メーカーの日立建機株式会社にグラウンドの貸付けを行っており、ICT建設機器を用いたICT施工の体験や研究開発を行う日立建機ICTデモサイトとして令和5年4月から稼働している。なお、貸付けについてはグラウンド部分のみで、体育館は現状避難所に指定されていることから災害時の避難所としての利用や、普段は地元のスポーツ団体に開放している。

旧斗利出小学校跡地は、令和7年度に公募型プロポーザルを実施して、事業特定者を決定した。当該校は市街化調整区域に位置しているため、現在は県の開発審査会の承認に向けて、事業内容の精査を行っている。

【委員からの主な質問と回答】

Q：廃校活用を検討した際、解体ではなく利活用を選択した判断基準は何か。

A：旧穴塚小学校については、校舎の既存構造が活用可能であり、行政課題であった教育相談室の移転及び公文書庫の確保を同時に解決する複合施設への転用が最も有効であると判断したことから、解体せずに改修した。旧斗利出小学校については、校舎等の既存施設を民間事業に有効活用してもらうことで迅速な地域活性化が図れると判断したことから売却を選択した。

Q：柔軟な資産活用に関する市全体の基本方針はあるのか。

A：平成27年度に策定した「土浦市公共施設跡地利活用方針」を基本方針としている。方針に基づき、公共施設の適正配置・有効活用の観点から他の公共施設への転用を庁内で検討する。公共施設としての利用が見込まれない施設については、地域活性化や財政負担軽減を図るために、民間への貸付けや売却などに向けて個別に課題整理しながら推進している。

Q：民間事業者選定で重視した点は何か。

A：一つは事業の実現性と継続性を重視した。提案された事業が確実に実施され、長期にわたり安定して運営される財政的、組織的基盤があるかどうか。2つ目は、地域連携、貢献度、活性化への寄与を重視した。地域の雇用創出や住民が利用・参加できる仕組みなど、地域コミュニティに好影響を与える計画となっているかなどを重視した。

Q：先に整備しておくべき条件はあるか。

A：引き渡し後の紛争やトラブルを未然に防ぎ、事業者に安心して参入してもらうために、公募開始前に以下の3点を整理・完了しておくことが望ましい。

1 境界確定作業

隣接地との境界を確定させ、図面・登記等との整合性をとる。

2 残置物等の取扱いルール

校内に残された備品や教材などの処理費用・負担区分を明確にする。

3 記念碑・記念樹の取扱い

創立記念碑や地域の愛着が深い記念樹（桜など）は、事業者「原則保存」を求めるのか、移設するのか、地元住民と事前に方針を合意しておく。

■所感

・廃校活用に当たり、その建物の状態により個別に対応するとともに、「公共施設等総合管理計画」における削減目標である令和37年度施設総量（延床面積）を現在から30%削減を考慮して庁内に検討組織を設置し、利活用についての調査・研究も行われている。

公共施設として利用が見込まれない施設については、地域活性化や財政負担軽減に寄与するよう民間への貸付けや売却など個別に課題整理しながら進められており、民間活用ではプロポーザル公募要領を策定し、単なる競争入札ではなく、跡地が地域振興や課題解決につながるような取組をされていることは、本市にとっても参考になると思った。

・統廃合などにより発生した公共施設跡地は、地域振興等も視野に入れ、周辺住民の意向や土地利用の状況を十分勘案した上で有効活用することで、社会経済情勢の変化に伴う行政需要の対応を図るとし、3か所の小学校跡地の利活用を聞いた。

もう一つは民間事業者による複合型施設運営を予定している状況があり、基金を積立て今後の学校再編整備に係る費用に充てていくことになっている。

本市も様々な利活用もしているが、今後の災害時の避難所確保のことも考え、また、地元雇用拡大に資する活用としての民間事業者への売却や貸付け等も場合によっては考える必要があると思う。もちろん地元住民の御理解が必要であることは言うまでもない。

・視察した廃校活用を資産活用という観点から見ると、災害時避難所としての利用や、地域の子供の遊び場、市民の交流拠点としての機能を併せ持つことで、単なる不動産ではなく、地域インフラとして価値を高めていることが特徴的だった。

・本市でも学校跡地を老朽化した県の施設の建て替え地として利用したり、一部を地域のコミュニティーセンターなどの地域組織の拠点として整備したりと公的な場所としての活用は行っている。

基本的には活用の用途がない場合は売却となっているが、今回の視察で示されたように、民間企業や福祉施設など市内での移転を考えているところに情報を提供して、積極的に活用を図り、校舎や運動場、体育館など有意義な活用を今後も模索していかななくてはならないと感じた。

・学校跡地の活用について、地域などと個別に丁寧に対応されていると感じた。学校がなくなることは地域コミュニティーにも変化が出る。売却や賃貸借、行政施設として活用。地域住民の意見も取り入れながらの取りまとめは大変であったと推察される。

学校を含めた公共施設配置方針には188の施設が対象で、これら施設についても区分けして検討されている。大変なことと感じた。

本市もこれから小学校の学校再編が本格的に始まる。様々な可能性を排除せず個別最適な跡地活用考えていく上でとても参考となった。